

---

プロジェクト	IASB 公開草案「関連会社及び共同支配企業に対する投資についての公正価値オプションの修正（IAS 第 28 号の修正案）」
項目	第 161 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 161 回 ASAF 対応専門委員会（2026 年 3 月 9 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （公正価値オプションの適用について）

2. 一部の企業のみ公正価値オプションを認める IASB の提案に反対し、すべての企業に公正価値オプションを利用可能とすることを提言する事務局の提案に同意する。
3. 関連会社への投資には持分法の適用が本来的に適切であることを強調した上で、緊急要請への対応として公正価値オプションを認めることはやむを得ないと考える。公正価値オプションの適用範囲を広げる意見については、IASB ボード会議で検討の上却下されているため、取り上げられない可能性があるのではないかと懸念している。
4. 持分法の位置付けが明確にされないままプロジェクトが進んでいる中で、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）において、持分法投資から生じる収益及び費用は主要な事業活動であっても営業区分に分類できないことを定めたことが問題であり、前提としてその点を見直すことも検討すべきと強く主張してよいのではないかと考える。
5. 公正価値オプションの適用範囲の論点は、保険業界が関連会社に対する投資から生じた収益及び費用を営業区分に分類したいという要望から始まっており、これまで IFRS 第 18 号について議論してきたことに対して疑問が残る。公正価値オプションを適用できる場合でも、「営業損益に含めることができる」と解釈されかねないようなニュアンスの文言は含めるべきではないと考える。
6. 事業会社が事業目的のために行っている持分法投資から生じる収益及び費用が営業損益に含まれないとされていることについては極めて違和感を覚えているため、組み入れて

いただければと思う。

7. 公正価値オプションについて事業目的に照らした適用要件を定めるのではなく、ある程度企業が自由に選択できるとする場合、持分法の適用が事業投資の会計処理として合理的であるという存在意義が薄れてしまう懸念があると考える。
8. 現行の IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」において特定の企業にのみ公正価値オプションが認められている根拠が必ずしも明らかではないため、この点について IASB に説明していただきたいと考えている。また、持分法に対する公正価値オプションの適用については、IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項との整合性を取ることも必要であると考える。
9. 主要な事業活動の判断は報告企業ベースで行われるため、例えば中間親会社と最終親会社で判断が異なる場合が想定される。また、組織再編等を実施した結果、「主要な」事業活動ではなくなる場合に、分類と測定を変更しなければならないのか疑問があるため、明確化を要望することも考えられる。
10. 米国会計基準の公正価値オプションは導入から一定の期間が経過しているため、米国会計基準の当時の整理が現在の状況に当てはまるかを含めて背景及び目的を整理したうえで、公開草案へのコメント・レターにおいてどの程度言及するかを検討いただきたい。
11. 本議題については 2026 年 3 月の ASAF 会議においても取り上げられるとのことなので、制限のない公正価値オプションが意図しない影響を生じさせる可能性があるかという点については、各法域の経験に基づく共通認識を形成できるのではないかと考える。ASAF 会議においては、ASBJ の主張に賛同する意見を求めていってはどうかと考える。

#### (適用時期について)

12. IFRS 第 18 号の適用までに企業に判断を求める必要はないとする事務局の提案に同意する。

以上